

四日市市三浜文化会館条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第16号

四日市市三浜文化会館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市市三浜文化会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の芸術文化活動を推進するとともに、生涯学習の場や地域活動施設としての機能にも資するため、四日市市三浜文化会館（以下「会館」という。）を四日市市海山道町一丁目1532番地1に設置する。

(事業)

第3条 会館は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化活動のための施設の提供に関すること。
- (2) 文化活動に関する情報の提供に関すること。
- (3) 文化事業等の企画及び実施に関すること。
- (4) その他会館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 会館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

（使用料の減免）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。

2 前項に規定する場合において、使用者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負わない。

（特別の設備）

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第13条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると

認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第6条関係）

区分		基本使用料（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
リハ ー サ ル 室	リハ ー サ ル 室 A	1, 190	1, 510	1, 940	4, 640
	リハ ー サ ル 室 B	1, 190	1, 510	1, 940	4, 640
練 習 室	練習室A	1, 190	1, 510	1, 940	4, 640
	練習室B	540	760	1, 300	2, 600
	練習室C	1, 190	1, 510	1, 940	4, 640
	練習室D	1, 190	1, 510	1, 940	4, 640
会 議 室	会議室A	860	1, 300	1, 980	4, 140
	会議室B	860	1, 300	1, 980	4, 140
	会議室C	860	1, 300	1, 980	4, 140
	会議室D	860	1, 300	1, 980	4, 140
	会議室E	430	760	970	2, 160
	会議室F	430	760	970	2, 160
	会議室G	860	1, 300	1, 980	4, 140
	会議室H	860	1, 300	1, 980	4, 140
展 示 室	展示室A	860	1, 300	1, 980	4, 140
	展示室B	860	1, 300	1, 980	4, 140
視聴覚室		1, 300	1, 730	2, 380	5, 410
ス 作 創	(1/2使用)	860	1, 300	1, 980	4, 140

	(全使用)	1, 300	1, 940	2, 970	6, 210
陶芸室		430	760	970	2, 160
ホ ー ル	多 目 的 専 用 使 用	1, 300	1, 730	2, 380	5, 410
附属設備及び備品		種類又は品目ごとに5, 400円の範囲内で規則で定める額			

備考

- 1 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間とし、その使用料は各時間帯使用料の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用許可時間以外の超過使用は1時間以内とし、超過使用料はその時間帯の使用料の100分の30とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 4 多目的ホールを半面使用するときは、使用料の100分の50とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(市民文化部文化振興課)